第 6 章　保証規程・損害賠償規程

6.1　保証規程

Ｌ Ｐ ガ ス 供 給 機 器 に 関 す る 保 証 規 程

第 1 条 目　　的

この規程は、液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）供給機器の品質保証及び製品補償についてメーカーの責任とその限界を明確にすることを目的とする。

第 2 条 適用範囲

この規程でいうＬＰガス供給機器とは、社団法人日本エルピーガス供給機器工業会（以下「工業会」という。）の会員が取り扱う製品であり、適合性検査又は自主検査に合格し、その旨の表示が製品に付されたもので、下記に掲げる機器に適用する。

(1) 圧力調整器
- ① 単段式調整器
- ② 自動切替式調整器（一体型・分離型）
- ③ 二段減圧式調整器（一次用・二次用・一体型）
- ④ 親子式差圧調整器

(2) ホース
- ① 高圧ホース（集合用・連結用）
- ② 配管用低圧ホース
- ③ 燃焼器用ホース

(3) ガス栓
- ① ねじガス栓
- ② 可とう管ガス栓
- ③ ヒューズガス栓
- ④ フレキ＆ヒューズガス栓

(4) ホースバンド

(5) 対震自動ガス遮断装置

(6) ガス放出防止器（過流式・張力式）

(7) ガス漏れ警報遮断装置（ガス漏れ警報器を除く）

(8) ガスメータ
- ① 遮断装置内蔵ガスメータ
- ② マイコンメータ（K・Ⅱ・B・C・L・S・SB 等を含む）

(9) 迅速継手付ゴム管

(10) 安全アダプター（挿入式・外装式）

(11) 配管用フレキ（配管用フレキ管・配管フレキ用継手金具）

(12) 逆止弁付根元バルブ

(13) 漏えい検知部（Ｉ）型

第３条 品質保証

ＬＰガス供給機器が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、製造後１年以内の期間に「使用上の著しい支障」を生じた場合、必要な無償修理又は交換を製造事業者の責任において行う。

(1) 通常の使用状態とは

通常の使用状態とは、原則として次に掲げる状態をいう。

① 工業会の会員の取り扱う製品であり適合性検査又は自主検査合格時の機構を変更していないこと。
② 設置基準及び取扱上の注意事項が守られていること。
高圧ガス保安協会発行「ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領（青本)」及び ＪＬＩＡ基準、メーカー取扱説明書等を参照。
③ 水、その他不揮発性の成分のガスが使用されていないこと。
④ 風水害、地震、雷などの天災及び火災、公害（特殊環境）、塩害、ガス害など、不可抗力による損害を受けていないこと。
⑤ その他故意又は重過失により故障を生じさせていないこと。

(2) 使用上の著しい支障とは

使用上の著しい支障とは、ＬＰガス供給機器の性能及び機構に支障が生じたものであって、原則として次に掲げる状態をいう。

① 気密が保たれない場合。
② 著しく流量低下が生じた場合。
③ 正常に機能しない場合。

(3) 製品の品質保証は下表による。

現 象	期 間	使 用 状 態	製造事業者による措置
使用上の著しい支障	製造後１年以内	通常の使用状態	「無償修理」又は「無償交換」
		通常でない使用状態	「有償修理」又は「有償交換」
	製造後１年以降	使用状態を問わず	「有償修理」又は「有償交換」

※ 製造後１年以内であっても有償修理又は有償交換となる参考事例は別紙参照

(4) 修理・交換の手続き等

① 修理・交換の手続き等に関しては、次によるものとする。
イ）工業会の会員が取り扱う製品であり適合性検査又は自主検査に合格したＬＰガス供給機器であること。
ロ）通常の使用状態で使用されていたこと。
② ①項の条件を満たさない場合は、その修理又は交換は有償とする。

第４条 損害賠償

損害賠償に関しては、別途「損害賠償規程」によるものとする。

第５条 運営と管理

1. 保証書の発行

(1) 工業会は、この規程の要点を記載した保証書を発行し、工業会の会員が取り扱う製品の出荷並びに適合性検査又は自主検査に合格したＬＰガス供給機器を出荷する際、この保証書を原則として１製品につき１枚添付するものとする。

(2) 工業会の発行する保証書の種類と記載内容は、別途定める保証書の通りとする。

2. 管　理

(1) 工業会は、発行した保証書を会員及び製品別に管理する。

(2) 会員は、工業会が発行した保証書を管理する。

第６条　実　　施

1. 本規程は、昭和 51 年４月１日より実施する。
2. 本規程の改定条項は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
3. 本規程の改定条項は、平成 10 年 9 月 17 日より施行する。
4. 本規程の改定条項は、平成 12 年 11 月 10 日より施行する。
5. 本規程の改定条項は、平成 14 年 9 月 19 日より施行する。

第７条　付　　則

1. この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。
2. 特定の問題については、会長の権限で別に定めることが出来る。

【参考事例】

製造後「1 年」以内であっても、「有償修理」又は「有償交換」となる例

≪圧 力 調 整 器≫

閉塞圧力異常 調整圧力異常	通気口のつまり、虫の巣、雨水、酸性雨、凍結、砂粒物、異物混入、ドレン、再液化等の影響によるもの。 マイコンメータのABR表示により再現テストの結果、正常であったもの
腐食	塩害、雨水、酸性雨等の影響によるもの
破損	・アンモニアガスによる銅合金の応力腐食割れ ・オゾンによるダイヤフラムのひび割れ ・管用テーパねじの締めすぎによる接続部の割れ ・製品の落下、落下物の直撃等の外部衝撃 ・紫外線、オゾン等による POL の O リング（角リング）の亀裂、変形 ・過剰な締め付けトルクによる POL の変形

6.2 損害賠償規程

第１条　損害賠償

1. 損害賠償に関わる事項

　ＬＰガス供給機器が通常の使用状態で使用されたにもかかわらず、別途保険会社との契約で定めた保険有効期間（以下「賠償責任期間」という。）内に、明らかにＬＰガス供給機器が原因と特定できる事故が発生し、その結果、人的・物的な損害を生じた場合、第 2 条に定める範囲内の損害賠償を製造事業者の責任において、下記表１に従い行うものとする。

表１

現 象	期 間	使 用 状 態	製造事業者による措置
明らかに機器が原因となった賠償事故（身体・財物）	賠償責任期間内	通常の使用状態	損害賠償金支払い
		通常でない使用状態	免 責
	賠償責任期間外	使用状態を問わず	免 責

2. 賠償責任期間（保険有効期間）

　それぞれの供給機器の賠償責任期間は製造月の翌月 1 日より起算し、「表 2」に示す期間内とする。

表 2

対 象 品 目	賠 償 責 任 期 間
ガ ス 栓	「15 年」（ねじガス栓は「10 年」）
高圧ホース	「7 年」または「10 年」
低圧ホース	「7 年」または「10 年」
燃焼器用ホース	「7 年」
調 整 器	「7 年」または「10 年」
マイコンメータ	「7 年」または「10 年」
対震自動ガス遮断器	「10 年」
ホースバンド	「2 年」
迅速継手付ゴム管	「4 年」
ガス放出防止器	「7 年」
安全アダプター	「4 年」
逆止弁付根元バルブ	「7 年」
漏えい検知部（Ｉ）型	「10 年」
ガス漏れ警報遮断装置 遮断弁	「10 年」
ガス漏れ警報遮断装置 制御部	「10 年」
配管用フレキ管・継手	「15 年」

3. 損害賠償の手続き等

損害賠償の手続き等に関しては、次によるものとする。

① 製造事業者は、次に掲げる項目を確認した後、当事者との間で損害賠償に関する協議を行う。

イ）工業会の会員が取り扱う製品であり適合性検査又は自主検査に合格したＬＰガス供給機器であること。

ロ）本規程第１条２項に定める賠償責任期間内の製品であること。

ハ）通常の使用状態で使用されていたこと。

ニ）当該製品の支障により事故が発生したことが明らかであり、その結果、人的あるいは物的損害が生じていること。

② 事故により、当該製品が損傷又は消滅し、①項の確認が不可能な場合は法的機関の裁定に委ねるものとする。

③ 損害賠償の協議に当たっては､次に掲げる項目に関し､当事者間の合意を前提とする。

イ）損害金額の算定

ロ）事故原因に関する当事者間の過失責任比率

第２条　損害賠償保険

1. 製造事業者による上記の損害賠償能力を担保するため、工業会は対象品目ごとに一括して、損害賠償保険契約を保険会社との間に締結する。

2. 保険の適用条件及び支払条件に関しては、工業会と保険会社との間でとりかわした特約書にもとづく。

3. 保険会社に対する保険料の納入は工業会が行い、事故の際の保険金の請求・支払は工業会を通じて会員と行う。

4. てん補限度額（最高支払額）は、別途保険契約に定めた額とし、個々の支払額の算定はその都度、保険会社及び工業会側の調査結果にもとづいて行う。

第３条　実　施

本規程は、平成 14 年 9 月 19 日より施行する。

第４条　付　則

1. この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

2. 特定の問題については、会長の権限で別に定めることが出来る。